

第26号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 別表23の項第8号の介護サービス情報の公表に係る手数料 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項に規定する指定情報公表センター

(8) 別表23の項第9号の介護サービス情報の調査に係る手数料 介護保険法第115条の30第1項に規定する指定調査機関

第4条第2号中「又は訂正」を「、訂正又は更新」に改め、同条中第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 介護サービス情報の公表 情報の報告をするとき。

(10) 介護サービス情報の調査 情報の調査を受けるとき。

別表2の項第1号中「の行う入札等に参加する」を「に対し随意契約のための見積書を提出しようとする」に改める。

別表3の項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第3号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表4の項第1号中「若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号八若しくは第62条の3第4項第10号八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」に改め、同項第2号中「若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二」を「、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」に改め、同項第3号中「第18条の5第10項」を「第

19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改め、同項第4号中「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改める。

別表8の項第5号ア中「10,000円」の次に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び10の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、9,500円）」を加え、同号イ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円）」を加え、同号ウ及びエ中「10,000円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円）」を加え、同号オ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円）」を加え、同項第6号ア中「8,500円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,000円）」を加え、同号イ中「6,700円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,200円）」を加える。

別表10の項第15号中「23,000円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、22,500円）」を加える。

別表23の項第3号を削り、同項第2号中「介護保険法」を「法」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号中「介護保険法（平成9年法律第123号）」を「法」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

(1) 介護保険法（以下この項において「法」という。） 第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修 受講試験を受けようとする者	7,000円
(2) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員 証の交付を受けようとする者	4,200円
(3) 法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の 書換え交付を受けようとする者	1,600円

(4) 法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	1,100円
(5) 法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の更新を受けようとする者	4,200円

別表23の項に次の2号を加える。

(8) 法第115条の29第1項の規定に基づく介護サービス情報を報告しようとする者	15,000円
(9) 法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円

別表37の項第5号中「第4条」を「第5条」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第6号中「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条第1項」に改める。

別表41の項第1号中「する者」の次に「（次号に該当する者を除く。）」を加え、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許を受けようとする者（環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条第1項に規定する使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を受けようとする者に限る。）	
ア 法第49条各号に掲げる者の狩猟免許	3,000円
イ その他の者の狩猟免許	4,000円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表2の項から4の項まで及び37の項の改正規定は、公布の日から施行する。